

イ 訪問介護労働者に対し雇入れ時及び1年以内ごとに1回健康診断を実施しなければなりません。(労働安全衛生法第66条)

ウ 事業場の規模に応じた安全衛生管理体制を確立しなければなりません。(労働安全衛生法第12条等)

安全衛生教育

労働者に対して、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。

特に、訪問介護労働者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、訪問介護関係業務の実態を踏まえて、腰痛をはじめとした当該業務に関連して発生するおそれのある疾病の原因及び予防、交通災害の防止に関する項目等を盛り込むよう配慮することが望ましいでしょう。

(参考)

- ・交通労働災害防止のためのガイドライン(平成20年4月3日付け基発第0403001号)
- ・職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)

健康診断

「常時使用する労働者」に対して、雇入れ時及び1年以内ごとに1回(深夜業等の特定業務に常時従事する労働者については6か月以内ごとに1回)、定期に健康診断を実施しなければなりません。

なお、健康診断の実施は法で定められたものである以上、その実施に要した費用を労働者に負担させることはできません。

安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法の定めるところにより、下欄のとおり事業場規模に応じて衛生管理者、衛生推進者、産業医を選任するとともに、衛生委員会を設置し、労働者の健康障害の防止に関する対策を検討するなど安全衛生管理体制を確立しなければなりません。

○衛生管理者等の選任・設置が必要な事業場の規模(「訪問介護事業(日本標準産業分類8544)」)

衛生管理者の選任	労働者数50人以上の事業場
衛生推進者の選任	労働者数10人以上49人以下の事業場
産業医の選任	労働者数50人以上の事業場
衛生委員会の設置	労働者数50人以上の事業場

※ 上欄で示した労働者数は、常時使用する労働者数であり、繁忙期などにおいて臨時に雇い入れる労働者は含まれませんが、短時間労働者であっても常時使用する場合には、労働者数に含まれます。

○短時間労働者は健康診断を実施しなければならないか。

「短時間労働者」であっても、①期間の定めのない労働契約により使用されるもの(期間の定めのある労働契約により使用されるものであって、当該契約期間が1年以上であるもの並びに契約の更新により1年以上使用されることが予定されている者及び当該契約の更新により1年以上引き続き使用されている者を含む。)であって、②その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であるものは労働安全衛生法に定める健康診断を実施しなければなりません。

なお、所定労働時間数が4分の3未満であっても、訪問介護労働者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う観点からも健康診断を実施することが望ましいでしょう。

IX 労働保険の手続について

ここがポイント

使用者は、訪問介護労働者を含め労働者を一人でも雇っていれば、労働保険の手続を行わなければなりません。

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険の総称です。訪問介護労働者を含め労働者を一人でも雇っていれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、労働保険料を納付する必要があります。

労働保険

労災保険とは	雇用保険とは
<p>労災保険とは、労働者が業務上の事由または通勤により負傷等を被った場合等に、被災した当該労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。(労働者災害補償保険法第1条)</p> <p><労災保険の対象となる労働者> 労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、全ての労働者が対象となります。</p>	<p>雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。(雇用保険法第1条)</p> <p><雇用保険の対象となる労働者> 1週間の所定労働時間が事業場の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同様の労働者については、原則として、労働契約の期間にかかわらず、対象となります。 また、短時間労働者(1週間の所定労働時間が事業場の通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、40時間未満のもの)については、次のいずれにも該当する場合に対象となります。 ア 1週間の所定労働時間が20時間以上であること イ 反復して就労(具体的には、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合)する者であること</p>

介護保険事業所指定等手数料調査の結果について

平成20年6月1日現在

県名	新規申請						更新申請						変更申請					
	施設			居宅サービス	介護予防サービス	居宅介護支援	施設			居宅サービス	介護予防サービス	居宅介護支援	施設			居宅サービス	介護予防サービス	居宅介護支援
	老健	特養	療養型				老健	特養	療養型				老健	特養	療養型			
北海道	60,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,200	-	-	-	-	-
青森県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
岩手県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
宮城県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
秋田県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
山形県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
福島県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
茨城県	66,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,000	-	-	-	-	-
栃木県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
群馬県	64,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,000	-	-	-	-	-
埼玉県	65,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,000	-	-	-	-	-
千葉県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
東京都	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
神奈川県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
山梨県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
長野県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
新潟県	62,200	42,200	42,200	24,700	24,700	24,700	10,300	10,300	10,300	8,700	8,700	8,700	32,200	-	22,600	-	-	-
富山県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
石川県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
福井県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
静岡県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
愛知県	67,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,000	-	-	-	-	-
岐阜県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
三重県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
滋賀県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,000	-	-	-	-	-
京都府	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
大阪府	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
兵庫県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
奈良県	63,000	30,000	33,000	30,000	30,000	30,000	24,000	11,000	13,000	11,000	11,000	11,000	33,000	-	18,000	-	-	-
和歌山県	63,000	-	-	-	-	-	17,000	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
岡山県	64,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
広島県	63,000	30,000	30,000	20,000	10,000	20,000	33,000	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000	33,000	-	15,000	-	-	-
鳥取県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
島根県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
山口県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
徳島県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
香川県	63,000	43,000	43,000	20,000	10,000	20,000	33,000	33,000	33,000	10,000	10,000	10,000	33,000	-	33,000	-	-	-
愛媛県	63,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-
高知県	63,000	18,000	18,000	18,000	11,000	18,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	33,000	-	-	-	-	-
福岡県	63,000	40,000	40,000	30,000	30,000	30,000	33,000	25,000	25,000	20,000	20,000	20,000	33,000	-	25,000	-	-	-
佐賀県	63,000	31,000	31,000	15,000	15,000	15,000	21,000	21,000	21,000	9,000	9,000	9,000	33,000	-	-	-	-	-
長崎県	63,000	63,000	36,000	15,000	5,000	15,000	17,000	17,000	17,000	10,000	3,000	10,000	33,000	-	14,000	-	-	-
熊本県	63,000	42,000	42,000	15,000	15,000	15,000	28,000	28,000	28,000	10,000	10,000	10,000	33,000	-	-	-	-	-
大分県	63,000	30,000	20,000	15,000	5,000	15,000	15,000	15,000	10,000	9,000	3,000	9,000	33,000	-	-	-	-	-
宮崎県(※)	63,000	30,000	30,000	15,000	10,000	15,000	15,000	15,000	15,000	7,500	5,000	7,500	33,000	-	-	-	-	-
鹿児島県	63,000	20,000	20,000	20,000	4,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	2,000	10,000	33,000	-	-	-	-	-
沖縄県	63,000	41,000	30,000	20,000	5,000	20,000	17,000	17,000	17,000	9,000	3,000	9,000	33,000	-	-	-	-	-

※宮崎県について・・・特定施設入居者生活介護の指定30,000円、更新15,000円